

狭山市有料広告掲載申込書

令和 年 月 日

（あて先）狭山市長

〒 -

住所（所在地） ※

ふりがな
名称 ※

代表者職・氏名 ※

電話番号 ※

FAX

E-MAIL

ふりがな
担当者氏名 ※

※は必須項目

狭山市有料広告掲載取扱いに関する要綱第5条の規定により、次のとおり申込みます。なお、掲載にあたっては、2ページの「掲載条件」を遵守するとともに、「掲載できないもの」に該当しないことを誓約いたします。

印刷物等の種類	
掲載を希望する面・規格等	
公式ホームページを希望の場合 リンク先URL	http://
掲載希望期間・枠数	
広告の内容	
決定通知書等の受け渡し	郵送を希望します ・ 来庁します

※同意事項 申込みにあたり、当社の貴市分の市税納付状況調査に同意します。

所管課へ、関係資料（広告の原稿、又は図面等で、掲載しようとする内容が具体的に把握できるもの）を添付して申込んでください。

※下記欄は記入しないでください。

決定日	決定番号	部長	次長	課長	主幹	担当	副担当

文書審査	公印

掲載条件

- 1 広告を掲載できる場所、規格等については、別途市の定めた基準によるものとします。
- 2 掲載料金については、狭山市有料広告掲載決定通知書に記載された額を指定された期限内に納付してください。
- 3 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、原則として地元企業等、抽選の順で掲載を決定します。
- 4 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとします。また、物品等へ掲載された広告の管理は掲載者の負担とします。
- 5 所要機関への手続きに係る経費や広告物の作成経費及び物品等への取付け・撤去経費等広告の掲載に係る経費は、一切掲載者の負担とします。また、破損等による修復にかかる経費は、市の責めによる場合を除き、掲載者の負担とします。
- 6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 市の行政運営上支障があるとき
 - (2) 指定する期日までに指定された書類を提出しなかったとき
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき

掲載できないもの

次のいずれかに該当するものは、掲載できません。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの